

第3章

数量制限

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

GATT第11条においては、「加盟国は、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。」と数量制限の一般的禁止が規定されている。これは、数量制限措置が関税措置よりも国内産業保護の度合いが強く、直接的に自由貿易を歪曲する蓋然性を有する措置とみなされているからである。例えば、相手国が関税による輸入制限措置をとっている場合でも、輸出者が高関税の障壁を乗り越えられるだけの価格競争力をつければ輸出を伸ばすことが可能となるが、輸入数量制限を行っている場合には、いくら価格競争力をつけても制限数量以上の輸出は不可能である。また、需要が供給を十分に上回る場合には、価格が高くとも物品を購入しようとするが、数量制限が行われている限りその需要は満たされない。こうしたことから、数量制限措置は関税措置よりも貿易歪曲効果が大きい措置とし

てその禁止がGATTの基本原則とされてきたのである。

GATTにはこの基本原則の例外となる規定も存在している。しかし、こうした規定は、食糧等の危機的不足（GATT第1条第2項）、国際収支の擁護（GATT第18条B）などGATT上正当とされている政策根拠に基づいてとられる措置を一定の条件の下に許容するに過ぎない。

(2) 法的規律の概要

①数量制限措置に係る1994年のGATTの概要

GATT第11条第1項は、WTO加盟国に対して原則として製品の輸入制限、輸出制限を行うことを禁止しているが、同時に、限定的又は暫定的にこれを容認するいくつかの例外規定も置かれている（図表3-1参照）。以下、WTO協定に明示的根拠を有する主な数量制限について詳述する。

<図表3-1> 数量制限措置に係る1994年のGATTの概要

GATT第11条に規定されている例外

- ・食糧その他輸出国にとって不可欠な物資が危機的に不足することを防止・緩和するための一時的な輸出禁止又は制限（同条第2項(a)）
- ・基準認証制度等の運用のために必要な輸出入の禁止又は制限（同条第2項(b)）
- ・国内農漁業の生産制限措置の実施のために必要な農漁業製品の輸入制限（同条第2項(c)）

GATT第11条以外にGATTで規定されている例外

(ア) 非経済的な目的のための例外

- ・公徳の保護、人、動物等の生命又は健康の保護等を目的とした一般的例外（第20条）
- ・安全保障のための例外（第21条）

(イ) 経済的な目的のための例外

- ・ 国際収支擁護のための数量制限（一般の加盟国については第12条、初期の経済開発段階にある開発途上国については第18条B）
- ・ 初期の経済開発段階にある開発途上国等における特定産業保護確立のための数量制限（第18条C、D）
- ・ 輸入急増による国内産業への重大な損害を防止、救済するための数量制限（セーフガード）（第19条）
但し、これらの例外規定に基づき実施される数量制限は、原則無差別に適用されること（第13条）等を条件としている。
- ・ パネル勧告の未履行に対する対抗措置としての数量制限（第23条2項）
- ・ 閣僚会議（非開催期間中は一般理事会）で例外として認められたウェーバー取得による数量制限（ウェーバー取得の要件については、第1章「最恵国待遇」参照）

②国際収支（Balance of Payments（BOP））
の擁護のための輸入制限

国際収支擁護のための輸入制限措置を認めたGATTの規定（第12条、第18条B）は、IMFにより国際収支上の困難があると認められた場合に援用可能（第15条2項）であるが、いわゆるIMF第8条国（原則として為替制限の認められない国）

については、こうした国際収支上の困難があると認められた例は少ない。

図表3-2はWTO国際収支委員会（BOP委員会）での近年の協議状況を示したものである。なお、GATT第12条は全加盟国によって援用可能であるのに対して、第18条Bは開発途上国のみが援用可能である。

<図表3-2> 近年のGATT第12条（国際収支擁護）に基づく措置に関する
WTO・BOP委員会での協議状況

国名 (援用年)	直近協議	措置内容	現 状
スロバキア (1999年)	2000年9月	輸入課徴金	1999年6月に7%の税率で措置を導入。9月の協議においてBOP条項の援用が認められた。IMFは経済安定化プログラムの実施により国際収支状況は大幅に改善していると報告。同国は税率を順次低減し、2001年1月に撤廃した。
ルーマニア (1998年)	2000年9月	一部品目を例外とする輸入課徴金	1998年10月に6%の税率で措置を導入。1999年2月に最初の協議が行われ、BOP条項の援用が認められた。IMFは経済安定化プログラムの実施により国際収支状況は大幅に改善していると報告。同国は税率を順次低減し、2000年1月に撤廃した。

＜図表3-2＞（続き） 近年のGATT第18条B（国際収支擁護）に基づく措置に関する
WTO・BOP委員会での協議状況

国名 (援用年)	直近協議	措置内容	現 状
バングラデシュ (1962年)	2002年10月	農産品等を対象とした輸入制限	2001年1月のBOP委において、GATT第18条に基づき輸入制限を行っている16品目のうち11品目については、撤廃計画（2005年1月までに全廃）が承認された。残る5品目のうち、①砂糖については、2005年7月まで引き続き輸入規制を行うことが撤廃計画の提出とともに了承され（2002年2月のBOP委員会）、②鶏、鶏卵、紙箱、塩の4品目については2009年まで18条Bによる規制措置の継続が承認された（2002年10月のBOP委員会）。その後、2005年10月のBOP委において、バングラデシュは紙箱についての規制措置を2005年7月に撤廃した旨通報した。 バングラデシュがGATT第18条Bに基づき継続している輸入規制の対象品目は、鶏、鶏卵の2品目のみ。（塩に関しては2008年12月末をもって規制撤廃する旨通報。）
パキスタン (1960年)	2000年11月	繊維製品等を対象とした輸入制限	1998年11月に3段階3年間の撤廃計画を提出。その他の残存輸入制限品目については2002年6月末までに輸入制限措置を撤廃旨約束していたが、2001年12月をもって前倒しで計画を実施、輸入制限措置はすべて撤廃された。

このように旧GATT第12条、第18条Bは、国際収支の悪化を理由として輸入を制限することを認める例外規定であったが、同条の要件を満たすか否かの判断が厳格になされていなかったため濫用される事例もあった。このため、WTO協定では、同条項の発動要件の明確化が図られ（1994年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解（図表3-3））、対象品目や措置

の撤廃時期を明確にすること等が援用国に求められるようになった。その後も悪用・濫用と思われる例がWTO設立後にも見られたが（インドによる非常に広範囲な数量制限等）、援用国に対して、国際収支擁護措置を段階的に撤廃するよう、BOP委員会が援用国に対して勧告を行った結果、現在の援用国はバングラデシュのみとなっている。

＜図表3-3＞ 国際収支に係る規定に関する了解

発動要件及び発動手続	①輸入制限的な措置は、輸入の全般的な水準を管理するためにのみとることができ、また、国際収支の状況に対処するために必要な限度を超えてはならない。（パラグラフ4） ②輸入制限的な措置の撤廃の時期についての予定を公表する。（パラグラフ1及びパラグラフ9） ③危機的な状況が存在する場合を除き、数量制限を避けるよう努力し、価格を基礎とする措置を優先してとる。（パラグラフ2及びパラグラフ3） ④同一の産品について二種類以上の輸入制限的な措置をとることはできない。（パラグラフ3）
BOP委員会	①国際収支擁護措置の発動後4か月以内に、委員会との協議を開始し、適宜、GATT第12条及び18条の規定に従って協議を行う。（パラグラフ6） ②委員会は、一般理事会に対し協議に関して報告する。（パラグラフ13）

③農業に関する協定

農業分野に関しては、(a)米国が農産物価格支持政策による穀物増産と輸出を拡大してきたこと、(b)EUが共通農業政策（CAP）による農産物価格支持政策、輸入課徴金、及び輸出補助金により大口輸入国から大口輸出国に転じたこと、(c)穀物に関して、1970年代前半までの不足基調から過剰基調へと国際的需給が変化し、穀物輸出競争が激化してきたこと等を背景として、ウルグア

イ・ラウンドにおける交渉が難航したものの、各国が市場アクセス（関税化等）、国内助成（補助金削減等）、輸出競争の3分野における具体的なかつ拘束力のある約束を作成して1995年から2000年までの6年間の実施期間においてこれを実施することで合意された。農業合意の市場アクセス関係部分の概要は図表3-4のとおりであり、これに従って、各国が以前の輸入数量制限的な措置をWTO整合的にすることとなった。

＜図表3-4＞ 農業合意の概要（補助金に係る規律は、第6章 補助金・相殺措置を参照）

非関税措置の関税化	すべての非関税措置を関税に置き換える（関税化）（農業協定第4条第2項）とともに、これらを譲許する。
関税の削減	譲許した関税は6年間にわたって農産物全体で36%、各タリフラインごとに最低15%削減する。
関税相当量、基準年	関税化する際の指標となる関税相当量（内外価格差）は、原則として国内卸売価格と輸入価格の差とし、その基準年を1986～1988年とする。
現行アクセス機会、ミニマム・アクセス機会の設定基準	関税化対象品目についての現行アクセス機会を維持する。但し、輸入がほとんどない場合については、ミニマム・アクセス機会を、実施期間の1年目については、国内消費量の3%に設定し、実施期間満了までの間にこれを5%に拡大する。
特別セーフガード（特別緊急調整措置）	関税化を行った品目については、以下の場合において特別緊急調整措置として追加的関税を、①の場合は関税の1/3を限度とし、当該年度に限り、②の場合は例えば10%超40%以下の下落に対しては、10%を超える分の30%を、当該船荷に限り、賦課することができる（第5条）。 ①輸入量が過去3年間の平均輸入量の一定割合を超えて増加した場合 〔基準発動水準〕市場アクセス機会が国内消費量の10%以下の場合：125% 10%超30%以下：110% 30%超：105% ②輸入価格が、1986～1988年の年間平均価格（基準価格）より一定割合以上下落した場合
輸出禁止・制限に対する規律	農産物について輸出の禁止又は制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に対して十分な考慮を行うとともに、農業委員会に通報し、実質的な利害関係を有する輸入国と協議を行う。（農業協定第12条第1項）

（注）以下の基準を満たす農産物については、ミニマム・アクセスを一定率引き上げる（3%→5%を4%→8%）ことを条件に、関税化の特例措置（6年間関税化を実施しない）が認められる。

(a) 基準期間（1986～1988年）において、当該農産物の輸入が国内消費量の3%未満であること。

(b) 輸出補助金が付与されていないこと。

(c) 効果的な生産制限措置がとられていること。

なお、実施期間中特例措置を終了させる場合は、ミニマム・アクセスの毎年度の増加率が終了した翌年度から低下する（0.8%→0.4%）。

(3) 経済的視点及び意義

輸入数量制限（相手国の輸出数量規制等の実質的な輸入数量制限を含む）の実施は、外国産品の輸入量を直接制限することで国内産品との直接の競合を回避させるため、短期的には輸入国内において当該産品を生産している産業の利益確保・拡大、当該産業における雇用の安定等に役立つ面があると考えられる。また、その国の貿易量が国際価格に影響を及ぼす大国の場合には、輸入数量の減少が交易条件を改善し、結果として輸入国全体の経済厚生を高める可能性もある。更に、外国企業が、輸入数量制限による輸出量の減少を契機としてその国に直接投資を行って生産を移転すれば、雇用促進、技術移転の促進等の効果もあると言えよう。

しかし、数量制限は、輸入国の消費者やユーザー産業の外国産品へのアクセスを阻害し、価格上昇や産品の選択範囲の幅が狭まることを通じて明らかに彼らの経済的便益の低下をもたらす。数量制限が自国の交易条件を改善させても、それは他方では外国の交易条件の悪化をもたらしており、外国の経済厚生を低下させることになる。なお、数量制限によって生じる国際価格と国内価格の乖離は、レントとして輸出入ライセンスの所有者の利益となるが、輸入数量制限に比べて、輸出数量制限ではレントが海外へシフトする分、輸入国の経済厚生が低くなる。また、数量制限の実施にあたっては、数量・品種及び輸入業者・企業（輸出数量規制の場合には輸出業者・企業）を予め決定するため、その決定が恣意的で不透明になりやすく、産業間の不公平や輸出入ライセンスの取得に関する不公平をもたらす可能性がある。更に、輸入数量が国際価格や為替相場の変化を全く反映しないという問題もある。このためGATT/WTOは一部の例外を除き、廃止すべきとしている。

数量制限を維持する場合、運用如何では厳しい競争環境における生産性向上、合理化に向けた企業努力を阻害すること等の悪影響を及ぼす可能性もある。そのため、暫定的な位置づけを明確にし

て、この間に十分な産業構造の調整や生産性向上を行わない限り、例え短期的に有用であるとしても、中長期的には当該産業の発展や当該制限実施国の経済的便益をかえって損なう可能性が高い。

(4) 多国間環境協定に基づく貿易制限措置とWTO協定との関係

WTOの「貿易と環境に関する委員会（CTE：Committee on Trade and Environment）」において「貿易と環境」に関する議論が行われてきたが、WTO協定の数量制限の禁止に関連しては、多国間環境協定（MEA：Multilateral Environmental Agreement）に基づく貿易制限措置をとり得る要件等との関係の問題がある。環境に関連して、GATT第20条は、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（b項）」、「有限天然資源の保存に関する措置（g項）」等の規定により、貿易制限的措置禁止の原則の例外を認めているが、これらの規定は、「恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法や国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しない（GATT第20条柱書）」こととされている。他方、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）、モントリオール議定書（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書）、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）等の一部のMEAにおいては、自国の管轄権の及ばない範囲の環境又は地球規模の環境の保護を目的として採られる貿易制限措置や、MEA非締約国に環境政策の変更を促すための貿易制限措置が設けられている。また、WTO設立協定前文において、環境保護に対する考慮の必要性が言及されているほか、CTEにおける議論についても留意すべきであるとの指摘がある。

このような背景の下、WTO協定による貿易制限的措置の禁止とMEAに基づく貿易制限措置とをいかに整合的に解釈するかが問題となってい

る。その方策として、①GATT第20条（例外規定）の改正等により、明示的に環境保護目的の措置を例外扱いとすべきとの意見と、②改正によるのではなく、既存のウェーバー手法によるケース・バイ・ケースの対応で問題なしとする意見が対立している。これに加え、MEAに基づく貿易制限措置について、WTO協定整合的であると認められる要件についてのガイドラインの作成についての提案も行われている。

1996年12月に開催されたシンガポール閣僚会議へのCTEの報告書では、MEAの環境保護目的を

達成するためには、明確に合意された規定に基づく貿易制限措置が必要となる場合があることが確認されたが、整合性の確保の方策については結論が出ておらず、議論が継続された。

2001年11月に開催されたドーハ閣僚会議における閣僚宣言では、MEA当事国間の関係に限定してではあるが、WTOとMEAの関係の交渉が合意されており、2002年3月からCTEにおいて議論が進められており、これまでの議論を踏まえ、とりまとめに向けた作業が進められている。

2. 主要ケース

(1) 米国—キハダマグロの輸入規制 (GATTパネル：DS21, DS29, DS33)

米国は、1972年海洋哺乳動物保護法（Marine Mammal Protection Act of 1972）に基づき、IATTC（全米熱帯まぐろ類条約）水域において、キハダマグロとともに混獲されるイルカの保護を目的として、混獲を行っているメキシコ等からのキハダマグロ及びその製品の輸入を禁止している。また、迂回輸入を防止するために、被制裁国からキハダマグロ及びその製品を輸入している第三国に対しても、同様の輸入停止措置を採ることを要求し、当該第三国がそれに従わなければ、同国からのキハダマグロ及びその製品の輸入も禁止するという措置を実施しており、我が国もEU諸国等とともに本措置の対象となっていたが、2000年8月、我が国は対象から外された。

本措置について米国は、イルカの保護を目的としたものであり、人、動植物の生命、健康の保護及び有限天然資源の保存に関する措置（GATT第20条(b)、(g)）として、数量規制の一般的禁止規定の例外として認められると主張した。これに対して、1991年2月にメキシコの要求によってGATTにパネルが設置され、同年9月には本措置がGATT違反

である旨のパネル報告が提出された（但し、メキシコは米国との二国間の話し合いにより解決を図り、理事会でのパネル報告の採択には至らなかった）。同報告は、(a)米国の措置はイルカ保護を達成する手段としては必要かつ適切なものとは必ずしも言えないこと、(b)自国の域外の対象保護を理由とした措置を安易に認めると、規制の必要性及びその程度に関する一国の一方的な認定によって他国の権利が危うくなることから、本措置は、GATT第11条に違反する数量制限であり、GATT第20条(b)や(g)では正当化されないとしている。

その後、1992年9月、EU及びオランダ（オランダ領アンティル諸島を代表）の要請に基づき再度パネルが設置され、1994年5月に本措置がGATT違反であるとの報告が提出された。同報告は、米国の措置は他国の政策変更を強制するためにとられたものであり、そのような措置は動物の生命又は健康の保護に必要なものであったり、有限天然資源の保存等を有効にすることを主たる目的とし得ないので、GATT第20条(b)や(g)では正当化されず、GATT第11条違反であるとしている。

本報告は、1994年7月のGATT理事会以降同理事会での採択が図られたが、米国の反対により採択されなかった。

このような閉塞的な状況の中、米国及び中南米諸国等の関係国政府間の合意として、1992年に策定されたイルカの年別混獲制限計画を同条約の規制措置とする「パナマ宣言」が採択され、これを受けて、米国は、キハダマグロ禁輸措置を撤廃する「国際イルカ保存計画法(International Dolphin Conservation Program Act (Public Law No.105-42))」を1997年8月に成立させ、当該措置の解除を行ったが、環境団体による訴訟の結果、解除が一旦凍結された状態になった。

その後、米国政府は、2000年1月3日に、国際イルカ保護計画法の暫定最終実施規定(Interim final rule implementation)を制定し、(1)国際イルカ保護計画に加盟している諸国(現在輸入禁止)からキハダマグロの米国への輸入を一定の条件下で認める、(2)米国の巻き網漁船による東部熱帯太平洋海域でのキハダマグロの漁獲を認める、(3)東部熱帯太平洋海域から輸入されるキハダマグロの適正な追跡及び検証を保証する、との点を公表した。その後、メキシコ、エクアドル、エルサルバドル、スペインからの輸出を承認した。なお、国際イルカ保存計画法の暫定最終実施規則は、2004年9月13日に最終規則となっている(実質的な変更はなし)。

(2) 米国—エビの輸入規制(DS58)

米国は、1989年に施行された米国海亀保存法において、1991年5月1日以降、エビ漁業に関して、米国内と同等の海亀混獲回避プログラムを実施している旨が相手国政府からの証明(certification)で示されない限り、当該国からのエビ製品の輸入を禁止するとした。当初、米国政府は、同法の適用をカリブ海、メキシコ湾地域の14か国に限定した上で、米国内でエビトロール漁業に対し義務づけられている海亀回避装置(TED:Turtle Excluder Devices)の装着をこれらの国に要求した。

しかし、1995年12月米国国際貿易裁判所は同法を1996年5月1日以降全世界に適用すべきとの判断を行ったため、5月1日から当該措置が我が国

を含む全世界に適用されることとなった。その後、1996年11月の国際貿易裁判所の判断により、養殖エビ(30日以上養殖されたもの)、非動力漁法で漁獲されたエビ、冷水エビ(海亀が生息しない冷水域のエビ)に関しては、海亀保存法に基づく証明がなくても輸入が認められることとなったが、それ以外(TEDを装着しているかどうかにかかわらず)については依然証明がない限り輸入禁止が継続された。

これに対し、インド、マレーシア、パキスタン、タイは、米国の措置は、GATT第11条等に違反し、GATT第20条を含むいかなるGATTの規定によっても正当化できないとしてGATT第22条に基づく協議を要請(後にフィリピンも参加)した。更に、1997年2月には、紛争解決機関(DSB)会合においてタイ、マレーシア及びパキスタンの要請によりパネルが設置され、我が国もこれに第三国参加した。パネル報告は1998年5月に出され、米国によるエビ輸入に関する措置がGATT第11条違反であること、多角的な貿易体制に脅威をもたらすような方法により他国の政策に影響を与えるような措置は、GATT第20条でも正当化されない等の判断を示した。

これに対して米国は同年7月に上級委員会に上訴したが、上級委員会は同年10月、パネルの認定を一部覆す判断を行ったものの、米国の措置はGATT第20条で正当化されないとの判断を行った。同年11月に開催されたDSB特別会合では、上級委がGATT第20条の解釈において国内措置の域外適用の余地を認めた点等に異論が出たものの、報告書は採択された。

その後、米国が勧告を十分に実施していないと主張するマレーシアの要請により2000年10月、紛争解釈了解(DSU)第21.5条パネル(勧告実施の有無につき判断を行う)が設置された。パネルは、2001年6月、米国の海亀保護条約(the Inter-American Convention)の誠実な交渉努力の継続等をもってGATT第20条の要件を満たしていると判断し、同年10月、上級委員会もこの判断を維持したため、米国の勧告履行が確定している。

《参考》輸出規制

○輸出規制を取り上げる意義

最近の国際貿易の問題として、天然資源や食料等の輸出規制が取り上げられ、WTOドーハ・ラウンド交渉においてもNAMA交渉や農業交渉で幾たびも触れられているテーマとなっている。従

来、数量制限については主に「輸入」の面に主眼が置かれてきたが、ここでは特に「輸出」の面に主眼を置き、主にWTO協定を中心とした輸出規制に係る規律を紹介すると共に現在の問題点・今後のあり得べき方策について検討を行う。

1. 輸出規制をめぐる問題点

(1) 現状

輸入制限同様、各国においてモノの輸出に関する制限・規制も各国で行われている。現存する輸出規制をその目的からみれば以下のような措置を観察できる。

①財政収入を得るための輸出関税(税)

1つとしては、主に国内の徴税機能が不十分な途上国に見られるように、財源として輸出規制を行うことがある。これは主として「輸出税(輸出関税)」という形を採り、水際で確実な徴税が可能となる。(第4章関税(1)②「関税の機能」参照)

②国内産業保護のための輸出制限・輸出関税(税)

輸入規制同様、輸出についても財源としての機能だけでなく、自国産業の競争力維持の為に用いられることもある。例えばある稀少資源物質について輸出を規制し、国内の自国産業に優先的に割当てを行うことにより、結果として自国産業の競争力を保持することが可能となる。

③国内供給確保のための輸出制限・輸出関税(税)

国内において食料が欠乏している場合において、輸出を制限し国内食料需給を確保するために食料輸出規制を行うことがある。

④投資に関連する輸出要求

投資許可の条件として特定措置の履行を要求される(パフォーマンス要求)ことがあり、その一例として、一定水準の輸出を要求する等の輸出パフォーマンス要求がある(投資に関するパフォーマンス要求の規律は第Ⅲ部第5章参照)。

⑤その他(外交手段としての措置、安全保障貿易管理等)

外交の手段として時に輸出の規制が行われることがある。例えば、国連安全保障理事会決議(第748号)を受けた経済制裁措置として、我が国は外国為替令、輸出貿易管理令等を改正し、同令に基づきリビアを仕向地とする航空機及びその部分品の輸出・仲介貿易取引の禁止を行った(同安保理の制裁措置はその後事案の解決を見て停止、その後の運用において国連安保理決議を理由として

不許可又は不承認としないことを原則とした)。

また、核兵器などのいわゆる大量破壊兵器の拡散防止等を目的として、安保理決議や国際条約、国際輸出管理枠組みなどにに基づき輸出規制が行われる場合もある（下記コラム参照）。

かつては、輸入国からの要求により輸出自主規制を行うことがしばしばあった。しかし、以下に言及するとおり、現在はいかかる輸出自主規制は、これを要求することも含め、セーフガード協定において明確に禁止されている。

上記の措置のうち、天然資源に係る産出国における輸出制限は、各国における経済活動、安全保障等の面で死活的な問題となり得るものである。天然資源については、資源小国でもある我が国同様、多くの国がレアメタル等の天然資源を限られた少数国からの輸入に依存しているからである。また、食料についても食料の国際市場への供給量を低減させ国際価格の高騰を助長しており、途上国を含む食料輸入国において国民の生命に直接影響を及ぼす深刻な問題となっている。



安全保障貿易管理

自国及び国際社会の平和と安全の維持のため、多くの国で武器そのものや核兵器などの大量破壊兵器等への転用が懸念される貨物や技術などが、安保理決議や国際条約などにに基づき輸出規制の対象とされている。以下、代表的な国際的枠組みを紹介する。

(1) 安保理決議1540号（2004年4月28日採択）

すべての国は、大量破壊兵器等関連貨物等に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することと決定し、各国に厳正な輸出管理の実施を求めた。

(2) 国際条約

①核不拡散条約(1970年発効、日本は1976年に批准)

核兵器国の核兵器等の他国への移譲禁止、非核兵器国の核兵器等の受領、製造、取得の禁止の義務等を規定。

②生物・毒素兵器禁止条約（1975年発効、日本は1997年に批准）

生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄等を規定。

③化学兵器禁止条約（1997年発効、日本は1995年に批准）

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに化学兵器に使用される可能性のある毒性化学物質の移譲等の制限等を規定。

(3) 輸出管理国際枠組み

①ワッセナー・アレンジメント

地域の安定を損なうおそれのある通常兵器の過剰な蓄積を防止するため、武器及び機微性の高い汎用品の貨物や技術の輸出を管理するための枠組み。40か国が参加（2008年12月現在）。

②原子力供給国グループ

核兵器の拡散を防止するため、原子力専用物資及び核兵器の開発に寄与するおそれの高い貨物や技術の輸出を管理するための枠組み。45か国が参加（2008年9月現在）。

③オーストラリア・グループ

化学兵器及び生物兵器の拡散を防止するため、化学製剤原料や生物兵器関連資機材などの貨物や技術の輸出を管理するための枠組み。40か国が参加（2008年4月現在）。

④ミサイル技術管理レジーム

ミサイルなどの大量破壊兵器の運搬手段及びその

開発に寄与するおそれの高い貨物や技術の輸出を管理するための枠組み。34か国が参加（2008年12月現在）

我が国は、これらの安保理決議や国際条約、国際輸出管理枠組みに基づき、外国為替及び外国貿易法により安全保障貿易管理を実施。北朝鮮やイランなどによる核開発が懸念されている中、我が国などが

有している高度な貨物や技術が、こうした国々において大量破壊兵器等の開発等に用いられた場合、我が国のみならず国際社会の大きな脅威となることから、厳格な安全保障貿易管理を通じてその脅威を未然に防止することが必要。またこうした観点から、GATT第21条で安全保障のための例外が認められている。

(2) 各国の輸出規制措置の国際ルール上の問題点

当報告書第1部の各章において、以下に記すとおり各国の輸出規制に係る措置について指摘を行っている。

①中国（第Ⅰ部第1章「中国」参照）

- ・原材料に対する輸出制限措置

②米国（第Ⅰ部第2章「米国」参照）

- ・輸出管理制度
- ・丸太の輸出規制

③ASEAN（第Ⅰ部第3章「ASEAN」参照）

- ・丸太・製材等の輸出規制等（インドネシア）
- ・丸太の輸出規制等（マレーシア）

④カナダ（第Ⅰ部第9章「カナダ」参照）

- ・丸太の輸出規制



各国の食料輸出規制

2007年から2008年にかけて、EU、豪州等の不作、新興国の穀物需要の増加及び穀物の燃料用途と増加等による食料価格の高騰や途上国における穀物の国内需要の確保やインフレ抑制策の一環として、各国で輸出規制措置が行われている。

2008年11月現在、2007年から2008年にかけて、輸出規制措置を行った国（輸出税の賦課を含む）は以下のとおりである。

アルゼンチン、インド、インドネシア、ウクライナ、エジプト、カザフスタン、カンボジア、キルギス、セルビア、タンザニア、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル、ベトナム、ボリビア、ロシア

輸出規制措置は貿易歪曲的な効果を有するとともに、我が国を始めとする食料輸入国の安定的な食料輸入を阻害し、食料安全保障上重大な問題である。

輸出の禁止又は制限については、GATT第11条の数量制限の一般的禁止により原則として禁止されているものであり、一次産品に関するGATT第11条2項及びGATT第20条の一般的例外の規定において極めて限定的に認められているだけである。また、現在、農業協定第12条において輸出の禁止又は制限に対する規律が存在するが、ここで規定されている「当該措置の新設に先立つ書面通報」及び「利害関係国との協議」は満足に行われておらず、透明性、予見性、安定性に欠けるものとなっている。

このため、今回の各国の輸出規制措置の拡大に対して、我が国を始めとする食料輸入国は、事前の書面通報が無い場合実施以前に情報を入手できない、実施以前に利害関係国との協議が行えない、不足分の他国からの手当等に関して早急な対応が出来ない、さらに、各国の措置がGATT第11条及び第20条からみて正当なものといえるのかどうか判断できない等といった問題を抱えている。

我が国はスイスと共同で、食料輸入国の立場からドーハ・ラウンド交渉において、輸出規制措置を発動する際の要件の厳格化及び当該措置の継続に対する監視を目的とした輸出規制に関する提案を行っているところである。また、北海道洞爺湖サミットでの世界の食料安全保障に関するG8首脳声明において、輸出規制措置に関する懸念について盛り込まれ

たことを始め、G8専門家会合を始め各種会合において現行の輸出規制措置の廃止及び新たな輸出規制措置に対する厳格化を主張している。

これに対し、輸出規制措置を行っている各国は、豊作予想等により一部の国で解除の動きが見られるが、現在も輸出規制を継続している国も多数存在するのが現状である。

(参考：2008年4月30日 日本・スイス 輸出規制に関する提案概要)

『農林水産省HP発表より』

1. 趣旨

- 農作物のエネルギーの原料としての利用の増大、中国・インド等の人口超大国の農作物需要の急増、地球温暖化に伴う異常気象の頻発等により、世界の食料需給は逼迫の傾向を強めている。
- こうした中で、一部の国が小麦等で輸出規制を行う動きが急速に広まっており、輸出規制によって価格の高騰などを招き、貧しい途上国をはじめ食料輸入国の食料安全保障に大きな影響を及ぼしている。
- 現在の議長案でも期限の設定等輸出規制に関する規律の強化が盛り込まれているが、以上の状況を踏まえ、更に実効性のある規律強化を図るため、輸出規制の発動に当たっての準則を明確化するとともに、一定の場合に輸入国が輸出規制を行おうとする国と協議する仕組みを設ける。

2. 内容

(1) 準則の明確化

- ・新たな輸出規制の発動は、生産、在庫、国内消費量等からみて、真に必要なものに限定。
- ・輸出規制を行う国は、輸入国の食料安全保障に及ぼす影響に十分考慮を払い、特に、①規制がない場合に行われる食料の輸入、②食料純輸入途上国への食料援助の確保に必要な配慮を払う。

(2) 農業委員会における協議メカニズムの創設

- ・新規の輸出規制の発動に当たっては、農業委員会への事前通報と利害関係を有する輸入国との事前協議を義務づけ。
- ・協議不調の場合には、専門家からなる常設委員会が判断。
- ・協議継続の間、及び専門家からなる常設委員会の判断が下されるまでの間、新規の輸出規制の措置の発動は不可。

2. 現行のルール of 概観

(1) 法的規律の概要

現行のWTO協定においても、輸出規制にかかる規律は存在する。WTO協定については①数量制限の一般的禁止、②適用時の手続的規律及び③その他の考慮規定に大きく分類が可能である。また、WTO協定以外の規律についても、簡単に俯瞰する。

①数量制限の一般的禁止

(a) 数量制限の原則禁止（GATT第11条）

数量制限の一般的禁止等を定めた主要規定であり、「輸出」についても適用される。他方で、多数の例外が存在する（第3章「数量制限」1. ルールの概観参照）。ただし、本条の規定にもあるとおり「関税その他の課徴金」は適用の例外となっており、いわゆる輸出税については適用がされない（ただし、輸出税がGATT第2条の関税譲許の対象となるかについては議論がある。また、通常想定されない高率の輸出税（例えば3,000%の輸出税等）について、そもそもGATT第11条で定める数量制限に当たるのではないかという指摘も考えられるが、他方で「税」を支払えば輸出を禁止している訳ではないという点で数量制限には当たらないとも考えられる。この点については今後の検討が必要である。なお、関税の定義・意義については第4章「関税」参照）。

また、輸出についても輸入同様に適用されない例外規定が多く存在する。

<GATT第11条の適用例外>

(i) 国内の供給物資不足対処のための例外

- ・ GATT第11条第2項(a)：食料・不可欠物資の不足※
- ・ GATT第11条第2項(c)：農漁業産品の輸入制限

※ なお、農業協定第12条：GATT第11条第2項(a)（食料その他不可欠な物資の危機的不足）適用時の通報義務・食料輸入国への配慮義務が存在

(ii) その他の例外

- ・ GATT第20条：一般的例外（特に(g)有限天然資源の保存に関する措置、(i)国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置、(j)供給が不足している産品の獲得又は分配のための措置
- ・ GATT第21条：安全保障例外

<図表3-参1> GATT第11条の適用例外と輸出措置への適用

	輸入措置への適用	輸出措置への適用
GATT第11条第2項(a)：食料・不可欠物資の不足	○	○
GATT第11条第2項(c)：農漁業産品の輸入制限	○	×
		(ただし、農業協定第12条の通報・配慮義務有)
GATT第20条：一般的例外	○	○
GATT第21条：安全保障例外	○	○

②適用時の手続的規律

(b) 一般的最恵国待遇（GATT第1条1項）

輸入同様、輸出についてもWTO加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を付与しなければならない（第1章「最恵国待遇」参照）。

(c) 数量制限の無差別適用（GATT第13条）

輸入同様、輸出に関しても例外規定に基づき実施される制限は、原則無差別に適用されなければならない（第3章「数量制限」1. ルールの概観参照）。

(d) 手数料及び手続（GATT第8条）

輸出に関する手数料及び手続は、提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならない。また、手続の複雑性を局限し、所要書類を少なくしかつ簡易化する必要を認める。

(e) 貿易規則の公表及び施行（GATT第10条）

国際貿易に関する法令、司法上の判決等については直ちに公表しなければならない。GATTの一般的な透明性の要件の規律として、輸出に関する貿易規則の公表及び施行が本規定の規律の対象となる。

(f) GATT第17条の解釈に関する了解

国家貿易を行う企業に関する通報義務を規定。

③その他の考慮規定

(g) セーフガード協定（第11条第3項）

輸入国政府が輸出国政府に対して輸出自主規制を要請又は強要する等のいわゆる「灰色措置」である輸出自主規制を禁止（第7章「セーフガード」参照）。

(h) TRIMs協定（第2条第1項）

GATT第3条（内国民待遇）及び第11条に違反する貿易に関連する投資措置の禁止。典型的には輸出パフォーマンス要求が考えられる（第8章「貿易関連投資措置」参照）。

<図表3-参2> WTOにおける農業分野の輸入国と輸出国の規律の関する対比表

	輸入側	輸出側
関税	・全農産物の輸入関税を譲許。 ・UR合意による削減義務有り。 ・ルールに則ったセーフガード措置により引き上げが可能。	・輸出税は非譲許。 ・輸出税は削減義務なし。 ・規律がないため、新設や引き上げは自由。
数量制限	・輸入数量制限は原則として関税化。 ・最低輸入機会（ミニマム・アクセス）を設定。	・以下を条件に輸出制限の新設や存続が可能。 ①輸入国の食糧安全保障に及ぼす影響に配慮する。 ②事前に通報し、要請があれば輸入国と協議。

＜図表3－参3＞ 輸出規制の措置類型から見た規律

輸出規制の類型	WTO協定上の規律
①財源機能からの措置 (特に輸出税の賦課)	原則：特段の禁止規定無し (ただし、WTO加盟時の約束による規律のある場合がある。また、GATT第2条の関税譲許の対象となるかについては議論がある。)
②国内産業保護としての措置	原則：GATT第11条で禁止 (例外) ・ GATT第20条：一般的例外 (i) 国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置
③国内供給物資不足対処の為の措置	原則：GATT第11条で禁止 (例外) (i) 国内の供給物資不足対処のための例外 ・ GATT第11条第2項(a)：食料・不可欠物資の不足 ・ GATT第11条第2項(c)：農漁業産品の輸入制限 (ii) その他の例外 ・ GATT第20条：一般的例外 (g) 有限天然資源の保存に関する措置 (i) 国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置 (j) 供給が不足している産品の獲得又は分配のための措置
④投資に関連する措置	TRIMs協定第2条第1項に基づく輸出パフォーマンス要求等の禁止
⑤外交手段としての措置	原則：GATT第11条で禁止 (例外) ・ GATT第21条：安全保障例外 ・ セーフガード協定(第11条第3項)に基づく灰色措置の禁止

(2) その他の規律（WTO加盟交渉、二 国間・複数国間協定）

①WTO加盟交渉

輸出制限について、WTO設立後の加盟国はWTO加盟交渉による加盟時約束として輸出制限に関し、いくつかの義務の遵守を特に求められている。

加盟時の輸出規制に関してはOECDのレポート(TD/TC/WP(2003)7/FINAL: ANALYSIS OF NON-TARIFF MEASURES: THE CASE OF EXPORT RESTRICTIONS)による以下の分類が可能である。

- I. 既存のWTO協定の規定遵守を約束・確認
(輸出規制に関し、GATT第11条、12条、13条、17条、18条、19条、20条、21条、農業協定、セーフガード協定の遵守を規定。)

- II. GATT第10条の透明性要件の強調

- III. 既存加盟国の関心品目に関する規律(例：
モンゴル：カシミヤ毛及び非鉄金属、アルバ
ニア：皮及び皮革、モルドバ：ワイン)

- IV. GATTの規律を超える追加的な要件(例：
中国は非自動輸出の規制は毎年通報が必要。
「中国加盟議定書第18条、付属書1A」)

WTO加盟時の輸出規制に関する規律概要^(注)

エクアドル (1996年加盟)	④WTO協定を超える義務 ・加盟時までには加盟作業部会報告書で言及されていないWTO協定で正当化されない輸出規制を撤廃
ブルガリア (1996年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出税は食料の危機的な不足又は国内産業への供給の危機的な欠乏を緩和するために適用され、WTO加盟後はそれらの税はWTO協定整合的に適用される ・WTO加盟後、輸出税の適用を最小化し、また、輸出税の多寡、適用範囲の変更等も公的刊行物で公表する。
モンゴル (1997年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時以後、輸入又は輸出の停止又は貿易量を制限するライセンス要件の適用はWTO協定の要件に適合させる ③既存加盟国の関心品目に関する規律 ・カシミヤ毛の輸出禁止措置を1996年10月1日まで維持（それ以後は30%の従価税換算輸出税を導入） ・鉄及び非鉄金属の輸出ライセンス要件を1997年1月までに撤廃 ④WTO協定を超える義務 ・輸出税を漸減し、加盟後10年以内に撤廃
パナマ (1997年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時以後、輸入又は輸出の停止又は貿易量を制限するライセンス要件の適用はWTO協定の要件に適合させる ・加盟以後輸出管理についてはWTO協定の規定と整合的となる場合にのみ適用される
キルギス共和国 (1998年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時以降輸出ライセンス制度をGATT第11条の要件に整合させる
ラトビア (1999年加盟)	④WTO協定を超える義務 ・すべての（輸出）関税変更は公的刊行物で公表する ・附属書3に規定されるすべての輸出税を骨董品を除き2000年1月1日までに撤廃する
エストニア (1999年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる ④WTO協定を超える義務 ・WTO加盟後、輸出税の適用を最小化し、適用においてWTO協定の規定及び公表された公的刊行物に適合させる。また、輸出税の多寡、適用範囲の変更等も公的刊行物で公表する。
ヨルダン (2000年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる
グルジア (2000年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる
アルバニア (2000年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる ・加盟時より輸出規制についてはGATT第11条の規定と整合的となる場合にのみ課される ③既存加盟国の関心品目に関する規律 ・皮革等の特定の品目の輸出禁止について1999年9月16日付の決定により撤廃
オマーン (2000年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる
クロアチア (2000年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時より輸出規制についてはWTO協定の規定と整合的となる場合にのみ課される ④WTO協定を超える義務 ・1999年1月時点ですべての輸出割当、輸出禁止その他の形態の輸出規制を撤廃
リトアニア (2001年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時より輸出規制についてはGATT第11条の規定と整合的となる場合にのみ課される

モルドバ (2001年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・新たな政策手段が将来導入される場合にはWTO協定の規定に完全に整合させる ③既存加盟国の関心品目に関する規律 ・モルドバワインの品質イメージ向上を意図した非瓶詰めワインに関する暫定的な輸出規制を維持しない
中国 (2001年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・通関時の手数料又は課徴金及び内国税又は内国課徴金（増値税を含む）をGATTに整合させる ・非自動輸出許可及び輸出制限に関してWTO協定の規定を遵守 ・対外貿易法をGATTの要件と適合させる ・加盟時以降、輸出制限及び許可はGATTの規定により正当化される場合についてのみ適用する ④WTO協定を超える義務 ・加盟議定書に記載されているかGATT第8条の規定に適合する場合を除き輸出品に課税させる税及び課徴金をすべて廃止する（課税する場合も税率の上限を規定） ・輸出許可・承認所管機関リストは最新のものとされ、変更については公的刊行物で公表される ・残存する非自動輸出制限は毎年WTOへ通報し、WTO協定又は加盟議定書に基づき正当化させる場合を除き撤廃
台湾(2002年加盟)	(輸出規制に関するWTO協定を超える追加的な義務措置なし)
マケドニア(2003年加盟)	(輸出規制に関するWTO協定を超える追加的な義務措置なし)
アルメニア (2003年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出ライセンス要件その他の輸出管理要件についてWTO協定の規定に整合させる
カンボジア (2004年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時より輸出措置法令・規制及びその適用をWTO協定の規定に整合させる
ネパール (2004年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出に関し発生する課徴金・費用等に関しWTO協定に整合させる ・輸出ライセンス要件その他の輸出管理要件についてWTO協定の規定に整合させる
サウジアラビア (2005年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出の権利に関する法令、規制、要件及びすべての課徴金・税、加盟時に残存する輸出管理要件について完全にWTOの義務に整合させる ④WTO協定を超える義務 ・種苗、繁殖馬や助成された小麦・小麦粉等のいくつかの例外品目を除き輸出禁止措置を維持しない。 ・助成されたものを除き小麦・小麦粉に対する輸出禁止措置は存在せず、輸出ライセンスも承認される。 ・いかなる貿易事業者、製造事業者も手数料無しに輸出ライセンスの申請が可能。 ・輸出ライセンスの自動・非自動承認如何は附属書で明記される。 ・輸出ライセンス手続きはWEBサイト上で公表され、輸出規制の内容更新は公的刊行物で公表される。 ・scrap metalに関する輸出禁止措置は加盟前に撤廃 ・食料品の再輸出承認要件は加盟時に廃止（助成された食料品の再輸出は助成額の払い戻し額による） ・輸出税は皮革にのみ課税（税率は従量税として規定）。 ・鉄及びsteel scrapには輸出税を課税しない。
ベトナム (2007年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出規制に関しWTO協定の規定に完全に整合させる。
トンガ (2007年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出規制に関しWTO協定に整合させる。

ウクライナ (2008年加盟)	①WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・将来にわたり輸出ライセンス要求、輸出規制、輸出数量制限その他の措置についてWTO協定整合的とする。 ・現行又は将来の輸出ライセンス手数料についてGATT第8条と整合的とする。 ④WTO協定を超える義務 ・特定の品目に関する輸出税の段階的引下げ、引上げその他引上げ同様の効果を有する措置の不適用（GATT例外に基づき正当化される場合を除く） ・現行輸出税及び適用に関する政策変更の公表 ・加盟時からの最低輸出価格規制の不適用 ・非鉄金属、金、銀、ダイヤを除く宝石・貴金属及び穀物に関する現行輸出規制の撤廃 ・貿易救済決定の一部として適用されている輸出数量制限の見直し
カーボベルデ (2008年加盟)	(輸出規制に関するWTO協定を超える追加的な義務措置なし)

(注) 各国・地域加盟議定書・加盟作業部会報告書の「Export restriction」、「Export duties」等の規定部分より経済産業省作成。なお、「輸出」に関する規律はこれ以外にも例えば「輸出補助金」、「国家貿易」等各種存在することに留意。

②二国間・複数国間協定における規律

その他、二国間・地域間の協定においても、現在輸出規制に関する規律は定められており、我が国のEPAを概観すると以下のような規律が設けられている（詳細は第Ⅲ部第1章物品貿易4.その他の関連規定）。また、日ブルネイEPAにおいては我が国のEPAとして初めてエネルギーに関す

る章を設置し、輸出規制適用時の既存契約への考慮、導入時の書面通報等の義務を規定している。さらに日インドネシアEPAにおいてもエネルギー・鉱物資源章を設け、輸出入規制に関するいくつかの義務を規定している（第Ⅲ部第7章〈エネルギー〉部分参照）。

○輸出税

輸出税の禁止	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日チリEPA（条件付）、日ブルネイEPA（新設のみ）、日スイスEPA
輸出税撤廃の努力	日フィリピンEPA

○輸出制限

GATTの規定の再確認	日メキシコEPA、日チリEPA
-------------	-----------------

③その他の規律（多国間協定（バーゼル条約、モンテリオール議定書、ワシントン条約）

バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）、モンテリオール議定書（オゾン層を破壊する物質に関するモンテリオール議定書）、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）等において輸出規制に関する規律が定められている（多国間環境協定に基づく貿易制限措置とWTO協定との関係は本章前半「(4)多国間環境協定に基づく貿易制限措置とWTO協

定との関係」参照）。



国際商品協定

(a) 国際商品協定

国際商品協定とは、一次産品の価格低落及び急激な変動を回避して消費国への安定的な供給を確保することにより、途上国経済の持続的発展を目的としたものである（2001年版通商白書第Ⅳ部第5章第5節参照）。我が国もいくつかの協定に加盟している。WTO協定においてもGATT第20条(h)で、「締約国

団に提出されて否認されなかった基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されなかった政府間商品協定のいずれかに基づく義務に従って執られる措置」が規定され、GATTの一般的例外措置の一類型とされているが、この手続が認められた前例は無い。

○主要国際商品協定

	組織発足年	対象商品	組織名（website）	加盟国・地域数 ^(注)
2001年の国際ココア協定 （2010年9月まで有効）	1973年	ココア（ココア豆及びココア製品）	国際ココア機関 http://www.icco.org	41
2007年の国際コーヒー協定 （発効日より10年後まで有効）	1963年	コーヒー豆及びコーヒー製品	国際コーヒー機関 http://www.ico.org/	77
2006年の国際熱帯木材協定 （2009年発効見込。発効日より10年後まで有効）	1986年	熱帯木材	国際熱帯木材機関 http://www.itto.or.jp	45
1995年の国際穀物協定 （2009年6月まで有効）	1949年 →1995年改称	小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦等	国際小麦理事会→国際穀物理事会 http://www.igc.org.uk	26
2005年のオリーブ油及びテーブルオリーブ協定 （2014年12月まで有効）	1956年	オリーブ油及びテーブル・オリーブ	国際オリーブ油理事会 http://www.internationaloliveoil.org/	15

（注）各組織ホームページ、2001年通商白書より経済産業省作成（加盟国数は2008年11月現在の各組織ホームページの数字。European Communityは一地域としてカウント）。

国際商品協定の規律には各々の協定の目的（目的に関しても、需給調整、価格統制、消費促進、市場の情報収集、開発等種々の側面が存在）を達成する為に輸出に係る規律以外にも、在庫・生産にかかる規律、消費にかかる規律等いくつかの規律を規定している。以下、その目的を達成するために協定が規定する主要な数量規制メカニズムの概要を紹介する。

①多角契約方式

当該協定が対象とする商品について、輸出国側と輸入国側が一定の価格帯の中で取引を行う方式。

②輸出割当方式

協定の加盟輸出国に対して毎年度一定量の輸出割当てを与え、流通量をコントロールし、間接的に価格変動の激変緩和を図る方式。

③緩衝在庫方式

一定の規模の対象産品と現金を有する緩衝在庫を

設置し、市場価格が価格帯の一定水準を超えた場合、緩衝在庫が対象産品を売却し価格の高騰を防ぎ、逆に市場価格が一定水準を下回った場合に、市場から対象産品を購入して価格の下支えを行う方式（市場価格が価格帯の中間にある場合には原則として緩衝在庫は介入しない）。

商品協定は新しいものではなく、第二次世界大戦以前、世界恐慌の時期より、主として一次産品の価格の下落防止を目的に政府間による供給・生産制限あるいは民間によるカルテル的な性格を有する国際約束として締結されていた。その後戦後に入り、自由貿易・無差別原則といった市場経済メカニズムと併存する形で、より消費国側の理解を得ること、またUNCTAD等を中心とした「援助よりも貿易を」といった側面も付加した形で、現在もいくつかの協定として運用がなされている。

3. 現行の規律の有効性及び今後の対応

(1) 現行の規律の有効性

現行のWTO協定においても、一定程度輸出制限に関する規律は存在している。他方で、WTO協定においても種々の例外規定が存在し、現在行われている各種の輸出制限について有効な規律となっていないとの認識から規律強化のための議論がなされている。輸出制限に対する規律については、各国の主権、資源の囲い込み、環境保護、自国産業保護、財政的側面（税関における財政収入）等、種々の理由により多数国間による効果的なルールを策定するにあたっての困難性が存在するため、関心国（主として輸入国）は個別のルール（WTO加盟時の約束、二国間・地域間協定）で個別に輸出制限に対する手当を行っているのが現状である。

(2) 輸出制限による影響（経済的視点を含む）

昨今、景気が後退局面に入り、各国の輸出制限にかかる措置は以前に比べ緩和されつつあるものの、輸出規制に関して有効な規律が存在しない現状では、経済情勢に応じ規制が導入・撤廃され企業の予見可能性を害し、ひいては貿易・投資の更なる自由化の妨げともなりかねない。

本章前半の数量制限の項、「(3) 経済的視点及び意義」でも述べたとおり、輸出を含め数量制限は中長期的には当該産業の発展や経済的便益をかえって損なう可能性が高い。また、輸出の数量制限においては、輸入同様、数量・品種及び輸出業者・企業を予め決定するため、その決定が恣意的で不透明になりやすい。

また、輸出規制により、各国がその生産性の高い分野に産業を特化することを躊躇させ、各国が国内産業を保護し、結果として世界全体の厚生を高めるという自由貿易の効果を妨げる可能性がある。

(3) 今後の対応

我が国は、ドーハ・ラウンド交渉のNAMA交渉において輸出制限の設定にかかる手続的な透明性の確保が多国間貿易において重要な課題である旨主張（NAMA交渉におけるNTB提案：TN/MA/W/15/Add.4/Rev.2）をしており、また農業交渉においても食料需給の安定を損なう輸出規制・制限及び輸出税に関する規制の強化の必要性について主張しているところである。さらにOECDの貿易委員会においては、「貿易・投資関連規制の透明性」について政策的議論を継続して行っていくことを主張している。

本報告書序章で述べたとおり、「現在までに国際規範が存在しない場合には、まずもって規範の定立を図るべき」とするのが「本報告書の基本的な立場」であるが、同じく序章で触れたように新たな国際規範の在り方を模索する際には、「代替的なルールとメカニズムが各国の経済厚生に対して持つインプリケーションを正確に視野に制度の社会的選択」を行わなければならない。

4. 主要ケース

(1) 日本—半導体（最低価格） （BISD 35S/116）

1980年代、日本は日米半導体協定に基づき日本から米国以外の地域に輸出される半導体の最低価格を規制を実施（COCOM規制の目的で導入された外為法に基づく輸出許可制度に関し、1986年11月からは半導体の輸出価格監視のために用いた。また、当時、我が国はダンピングを防ぐ目的で半導体輸出のモニタリング措置を実施。また輸出事業者に対しダンピングを行わないよう指導を繰り返し行っていた）。EEC（当時）はこの我が国による半導体の最低輸出価格規制がGATT第11条の輸出制限等に該当する旨主張。我が国はこの半導体輸出価格規制は法的拘束力が無く、GATTの規律対象となる措置ではないと主張したものの、輸出規制が法律等拘束力のある措置によって行われたものでなく、非公式の行政指導のような事実的措置によって行われたものであっても、GATT第11条1項の対象となりGATT第11条に違反するとした。

(2) アルゼンチン—皮革（DS155）

アルゼンチンの皮革産業団体が皮革等の輸出前段階の輸出通関代理の権限を付与され、同団体は皮革を含む製品に関する手続規定を公布。同手続によると、積込前輸出検査に国内皮革産業関係者が臨席することとされ、実際の検査は国内皮革産業関係者が実施していた。

EUは国内皮革産業関係者が輸出の通関手続に臨席することが事実上の輸出制限に該当し、GATT第10条3項(a)、11条1項に違反する旨主張。パネルは、公平的、かつ合理的に貿易に関する法、規則、その他の措置を実施しなければならないことを規定するGATT第10条3項(a)に違反し、かつ輸出制限を規定した同手続規定がGATT第11条の適用範囲となりうるとした（措置が

GATT第11条に違反するかどうかについては、EUが国内皮革産業団体の税関手続における介在が同条に違反する旨の立証を行っていないとして11条違反自体は否定）。また、それ自体は直接には輸出制限ではないが、間接的に輸出制限の効果を持ちうる措置をGATT第11条に違反するとし、国内産業と輸出規制当局との「癒着関係」に繋がりうる規則がGATT上問題となり得ることを示唆した。

(3) 米国—輸出制限を補助金として扱う措置（DS194）

ウルグアイラウンド協定法（URAA）により改正された1930年関税法Section771(5)、URAAに付随するSAA（Statement of Administration Act）、商務省の対抗措置関税Final Rulesの説明、及び輸出抑制の扱いに関連する米国実務が他国の輸出制限措置を資金面での貢献として扱うものであり、補助金協定に違反するとカナダが申し立てた。

パネルは抽象的に輸出制限が補助金協定第1条の補助金としないと判断し、また本ケースでの輸出抑制については補助金協定第1.1(a)(1)(iv)の政府が委託し若しくは指示することという要件を構成せず、故に補助金協定第1.1(a)の資金面での貢献になり得ないと判断した。

